

第十六回 參議院文部委員會會議錄

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)午前十時四十六分開会

卷之三

本日委員会點検員君當任にござる。その
補欠として横川信夫君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長　川村 楓助君
理事

木村
守江君

委員
八
第六卷

大谷
櫻雄君

谷口弥三郎君
横川信夫君

吉田
萬次君

相馬 助治君
深川タマヱ君

衆議院議員

政府委員

文部省初等中
等教育局長 福井 勇君
文部省大學 田中 義男君
學術局長 稲田 清助君

第七部 文部委員会會議録第十二号

昭和二十八年七月二十四日

事務局側	○学校図書館法案(衆議院提出) ○教育職員免許法及び教育職員免許法 施行法の一部を改正する法律案(内閣 閣提出・衆議院送付)	○市町村立学校職員給与負担法の一部 を改正する法律案(内閣提出・衆議 院送付)	○委員長(川村松助君) 只今から文部 委員会を開会いたします。先ず最初に 学校図書館法案を議題に供します。発 議者家譲院(町村金五君) 只今議題 となりました学校図書館法案につきま して御審議を願いまするに当り、その 提案理由を御説明申し上げたいと存じ ます。	○衆議院議員(町村金五君) 只今議題 由の説明を求めます。	○委員長(川村松助君) 只今から文部 委員会を開会いたしました。先ず最初に 学校図書館法案を議題に供します。発 議者家譲院(町村金五君) 只今議題 となりました学校図書館法案につきま して御審議を願いまするに当り、その 提案理由を御説明申し上げたいと存じ ます。	○学校図書館法案(衆議院提出) ○教育職員免許法及び教育職員免許法 施行法の一部を改正する法律案(内 閣提出・衆議院送付)
常任委員 専門員 竹内 敏夫君	常任委員 専門員 工榮 英司君	常任委員 専門員 工榮 英司君	即ち、学校図書館の資料を活用いた しまして読書指導の徹底が達せられ、 又図書館利用を通じて、社会的民主的 な生活態度を経験させる等実際に学校教 育において欠くことのできない基礎的 な設備であるのでございます。	以上申し述べましたように、学校図 書館は、学校教育において、極めて重 要なる地位を占めでおるにもかかわり ませず、今日までの法的措置が講ぜられ ず、そのため、学校図書館の設置につ いては全国的に甚だ低調なる状態にあ ります。そのため、学校図書館の設置につ いては、もつばら父兄の犠牲的な負担 に任せられており、そのため経費の不足 により学校図書館の円滑なる運営に支 障を來しており、更に又、学校図書館 の本質的機能を十分に発揮せしめ得る に足る優れた専門的教職員をも求め 得ない現状であります。	次に又学校図書館はそれ自体一つの 指導機関としての機能を持つものであ ります。	理され、提供せられまして、その結 果、児童生徒指導いたします場合、 著しく便宜が供せられ、学習指導の能 率が高まり、自発的学習態度が養成せ られ、以て個性の伸展と教養の向上に 資すること極めて顯著なるものがあり ます。
即ち、学校教育において、極めて重 要なる地位を占めでおるにもかかわり ませず、今日までの法的措置が講ぜられ ず、そのため、学校図書館の設置につ いては、もつばら父兄の犠牲的な負担 に任せられており、そのため経費の不足 により学校図書館の円滑なる運営に支 障を來しており、更に又、学校図書館 の本質的機能を十分に発揮せしめ得る に足る優れた専門的教職員をも求め 得ない現状であります。	ここにおいて学校図書館の設置、運 営、並びに財政の制度を確立し、学校 図書館に必要な教職員を養成配置 し、以て学校教育の充実と更に発達と 図書その他の教材教具が収集され、整 備であると存せられるのであります。	即ち、学校教育において、極めて重 要なる地位を占めでおるにもかかわり ませず、今日までの法的措置が講ぜられ ず、そのため、学校図書館の設置につ いては、もつばら父兄の犠牲的な負担 に任せられており、そのため経費の不足 により学校図書館の円滑なる運営に支 障を來しており、更に又、学校図書館 の本質的機能を十分に発揮せしめ得る に足る優れた専門的教職員をも求め 得ない現状であります。	即ち、学校教育において、極めて重 要なる地位を占めでおるにもかかわり ませず、今日までの法的措置が講ぜられ ず、そのため、学校図書館の設置につ いては、もつばら父兄の犠牲的な負担 に任せられており、そのため経費の不足 により学校図書館の円滑なる運営に支 障を來しており、更に又、学校図書館 の本質的機能を十分に発揮せしめ得る に足る優れた専門的教職員をも求め 得ない現状であります。	即ち、学校教育において、極めて重 要なる地位を占めでおるにもかかわり ませず、今日までの法的措置が講ぜられ ず、そのため、学校図書館の設置につ いては、もつばら父兄の犠牲的な負担 に任せられており、そのため経費の不足 により学校図書館の円滑なる運営に支 障を來しており、更に又、学校図書館 の本質的機能を十分に発揮せしめ得る に足る優れた専門的教職員をも求め 得ない現状であります。	即ち、学校教育において、極めて重 要なる地位を占めでおるにもかかわり ませず、今日までの法的措置が講ぜられ ず、そのため、学校図書館の設置につ いては、もつばら父兄の犠牲的な負担 に任せられており、そのため経費の不足 により学校図書館の円滑なる運営に支 障を來しており、更に又、学校図書館 の本質的機能を十分に発揮せしめ得る に足る優れた専門的教職員をも求め 得ない現状であります。	即ち、学校教育において、極めて重 要なる地位を占めでおるにもかかわり ませず、今日までの法的措置が講ぜられ ず、そのため、学校図書館の設置につ いては、もつばら父兄の犠牲的な負担 に任せられており、そのため経費の不足 により学校図書館の円滑なる運営に支 障を來しており、更に又、学校図書館 の本質的機能を十分に発揮せしめ得る に足る優れた専門的教職員をも求め 得ない現状であります。

錄第十二號

卷之三

二十二日衆議院におきまして全会一致可決されたものでござります。

○委員長(川村松助君) 次に発議者衆議院議員大西正造君の補足説明を求めます。

○衆議院議員(大西正道君) 校園図書館法案の提案理由につきまして、只今、町村委員から御説明がありました。が、私がから補足説明を申し上げます。

今日、学校教育におきましては、先ず第一に、教育の指導理念が、児童生徒の個性を重んじ、その自発的学習の啓発育成にあることは申すまでもあります。

ません。この指導理念に従いますれば、又、指導方法におきましても、従来の画一的詰込式教授法によらずして、児童生徒の自発的学習形態がとらえなければならないことば、当然なこと

であります。このような指導理念や指導方法に応えて、児童生徒の自発的学習に必要な図書及びその他の資料を収集し、整備し、提供する設備たる学校図書館の設置は、当然必要不可欠なもの

のと想料せられるのであります。換言すれば、学校図書館の設備なくしては、新教育の十分なる効果が期待し得ないとも、申されるのであります。さればこそ、最近、新教育の理念が普及

徹底いたしますに従い、各学校現場から、学校図書館設置の必要性が強い要望となつて現われて来たのであります。

見ますと、昭和二十八年五月現在におきましては、小学校につきましては、学校総数二万一千五百二十八校に対して、学校図書館の設置せられてある学校の数は、一万五百七十六校、全体に対する比率は約四九%に過ぎないのであり、その設置校の殆どが都市に偏重いたしております。

中学校におきましては、学校総数一万二千三百八十二校に対し、学校図書館設置校は、六千五百七十一校、設置率は約五三%であります。

更に、高等学校におきましては、学校総数三千百八十七校に対して、学校図書館の設置せられている学校の数は二千七百六十四校、設置率は約八七%であります。而して、

中学校、高等学校の場合も、小学校の場合と同様、その設置校は、都市偏重の傾向にあるのであります。

新教育における基礎的な而も必要不可欠な設備たる学校図書館の設置状況は、只今申し述べましたることく、極めて憂うべき現状にあり、大半の学校が未だに詰込式、画一的な教育を余儀なくさせられているのであります。

又一方、学校図書館の運営に従事する職員の現状について、少しく申述べてみたいと存じます。

すべての設備につきましても同様なことが言えると思いますが、その設備の効果が十分に現われるか否かは、その運営者の資質努力如何にかかっています。即ち、学校図書館の運営の中心となる司書教諭の資質努力如何で、その

学校の図書館の機能が左右せられるのであります。

然るに、この人の面におきましても、先に申し述べました設置の場合における憂うべき現状が見られるのであります。

昨年十二月、文部省の調査によれば、専任図書館係職員の数は、小、中、高等学校を通じて、教諭百四十五名、助教諭九十名、事務職員五百三十二名となつております。尤もこれには未報告の六県と二市教育委員会分が入つておりますが、それにしても専任図書館係の数は千名にも足りない僅かな数であります。而して、これら専任の職員も、教育委員会又は各学校が少からぬ無理をして人員の差縫りをして置かれている現状なのであります。

これら専任職員を持つ以外の学校は、すべて、学年を担任し、又は教科指導を担当する教師の、兼任の形で運営されて来たのであります。

司書教諭の職務内容は、昨年六月十六日、初等中等教育局長、社会教育局长の連名で各教育委員会へ出された通達によれば、非常に多岐に亘るもので、その労働量も相当なものと思料せられるのであります。このため、最近では労働過重のため病に倒れたり、又は図書館係を忌避しようとする傾向さえも現われて来たのであります。

先に述べた設置状況といい、この人

児童生徒職員の労力によつて得た金賄われており、僅かに一〇%が、地公共団体の費用から賄われているのであります。こうしたわけで、既に設せられておる学校も常に資金難にござ、経費、人手不足等から、学校図書館の十分なる運営が期待し得ない現状にあるのであります。

以上、申し述べました学校図書館現状に鑑みまして、学校図書館法策定の必要を痛感せざるを得なかつたのであります。

次に、法案の内容につきまして、各章別に簡単に御説明申し上げます。

第一章は、「総則」であります。「この法律の目的」「定義」「設置義務」「学校図書館の運営」「司書教諭」「設置者の任務」「國の任務」等を規定しております。

本法案の目的は、第一條に規定してあります通り、学校図書館が、学校教育の十分なる効果を期待するためには、必要不可欠な基礎的な設備でありますので、その健全な発達を図り、それによつて、学校教育の充実に努そらとするところにあります。

学校図書館は、新教育遂行の上に必要欠くべからざる設備であるところから、学校には当然、学校図書館が設けなければならぬのであります。この旨を第三條に設置義務として明確に規定しております。

又学校図書館を運営し、その機能を十分に活用するためには、中心となる人が必要であり、これには教諭を以て当てるところの司書教諭を置くわけがありますが、専門的な技能を必要といつます関係上、一定の講習を修了した教諭でなければならぬと規定して

あります。なお講習に当つては種々の準備もあり、短い期間に司書教諭の文足を期することは、やや困難な点も考慮されますので、附則第二項において、当分の間、第五條第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる旨を記し、この点を緩和いたしておりますが、司書教諭の養成並びにその充足配置は、極めて重要なことであるので、文部省当局の十分なる考慮と熟意とを要望するものであります。

第二章は、学校図書館審議会につきまして規定しております。この審議会は文部省に設置いたしまして、文部大臣の任命する二十人の委員で組織し、第七條各号に掲げる事項第十三條に規定する学校図書館の設備、又は図書の基準、その他学校図書館に関する重要事項について、文部大臣の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関する文部大臣に建議する機関であります。基準の制定、司書教諭養成の計画樹立等、この審議会に期待するところ大なるものありと思料せられるのであります。

第三章は、国の負担に関する規定であります。即ち、地方公共団体が、その設置する学校の学校図書館の設備又は図書が、政令で定める基準に達しない場合においてこれを当該基準にまで高めようとするときは、これに要する経費の二分の一を国が負担する旨を規定したのであります。

なお本法法における図書費は、最低、基本図書の充実を旨とし、基本図書以外の各種の教授用参考図書は、これを義務教育費国庫負担法の教材費によることとし、本法案においては、負

○委員長(川村松助君) 次に教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案を議題にいたします。前回に引きまして本法律案の質疑を行ないました。政府委員が見えておりますから、御質疑のあるかたは御発言を願います。

○荒木正三郎君 欠席をいたしておりまして、或いはすでに質問があつて重複するような点があるかも知れませんが、簡単にお尋ねをいたしたいと思います。

その先ず第一は、免許法是非常に複雑で多岐に亘つておると思うのです。例えば小学校について考えてみてもなんですが、臨時免許状、それから仮免許状、一級免許状、二級免許状、その上に指導主事の免許状がありますし、校長免許状がある。或いは教育長の免許状がある。これが小学校にもあり、中学校にもあり、高等学校にもある。実に免許状の種類は、私はよく知りませんが、三十何種類になつておるのじやないかと思うのですよ。こういう複雑な免許制度が必要であるかどうか、私はこういう点から考えて、もつと免

附則の適用を妨げない旨を規定してあるのであります。

附則におきましては、第一項で、この法律は昭和二十九年四月一日から施行するものであることを明らかにいたしております。第二項司書教諭の養成配置に当分の間の猶予期間を設けましたことは、先に述べた通りであります。第三項、第四項は、本法律施行に伴う関係法規の一部改正であります。以上を以ちまして、補足説明といたします。

許制度を簡単にする必要があるのじやないかというふうな考え方を持つておるのですが、文部省のほうとしてはこういう点については何らかの御意見があるか、この際承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(稻田清助君) 免許法が複雑でありますといふ点につきましては、先般も御質疑がございましたけれども、これは主として免許法施行法について従来多く論ぜられた点であろうと思ひます。

見考えるのですがね。

○政府委員(稻田清助君) その現状が明後日、今日解消してしまえば、こうい方法をとる必要はないと思います。併し実際においてそういう事情であるといたしますれば、二教科を持ち三教科を持つ人が十分にその実力を備えなければならんじないか、その意味において、この第一條に三項を設けまして、新たに教科を殖やす場合に容易にその免許状を取得する途を開いたわけでございます。若しこの途を開いてないといふといたしますれば、本人といたしましては相当多くの単位をとらなければならんというような苦痛も現実の問題としてあるわけでござりますから、飽くまでもこれは現状に即しました改正でございまして、将来先ほどお話を申上げましたように、免許法全面改正の時期までにこうした実情が若し解消しておりますれば、ことよりこういう点につきましては又再検討いたすべき性質のものだと考えております。

○荒木正三郎君 それからやはり第三項に關係をしておるのですが、この受

験者の人物、それから学力及び身体について検定をやつて行く、こういう趣旨でございまするが、これは不必要な部分が入つておるのじやないかと思うのですね。これは誰が質問されておるかも知れませんが、こういう点についてはすでに一つの教科の検定の際に十分検討されておる問題だと思ひます。それを改めてなお人物及び身体についても検査するのだといふ趣旨はどこにあるのですか。

○政府委員(稻田清助君) 検定をいたします場合には、常に何度検定を受けますても、その際に人物、学力、身体

及び勤務成績を聞くわけでございま

す。この場合におきましては勤務成績

という部面を省略いたしました。と申

しますのは、普通の検定は上級免許状

をとることが多いので、その意味にお

いて勤務成績というものを勘案したの

でございますが、この場合には今まで

教育の経験のない新らしい領域をとる

ので、それについて勤務成績は要らん

ということで省いたわけでございま

す。それから人物、学力及び身体、学

力はこれはどうしても新らしい免許状

をとるためにこれはやらなければなら

んと思います。それから人物、身体、

これは何と申しますか、やはりこうい

う検定という一つの行政行為で教員の

資格を与えるわけでござりますから、

やはりその場その場で人物というの

は考えなければならんと思います。身

体によりまして、これはやはり教科

までは特別に考慮するあるいは図画あ

たりであれば眼の色感の問題、まあ

いろいろな問題があろうと思ひます。從

いましてやはり身体というのも、健

康状況が非常に変るものでござります

から、検定の時期にはやはりこれは簡

略できない要素だと考えております。

○荒木正三郎君 それで中学校の教職員の免許の問題ですが、もう少し検定制度を復活したらどうですか。

○政府委員(稻田清助君) その点につきましては、小学校、中学校、高等学校を問わず今回改正いたしておりま

さましては、小学校、中学校、高等学校

までは後のはうにあるわけでござ

いますが、新たに大学に依頼いたしま

して試験によつて単位を修得せしめる

途を開いております。

○荒木正三郎君 それじゃもう一つ私

尋ねておきますが、この教育職員養成審議会ですね、これに諮問をして免許

授与の所要資格をさせるための課程

としてのことが云々あるのですが、

教育職員養成審議会の構成ですね、そ

れからこの審議会の性格、そういうも

のについて少し説明を願いたい。

○政府委員(稻田清助君) 教育職員養成審議会は文部大臣の諮問機関でございまして、文部省設置法の規定に基いて設けられております。教員の養成或

いは免許制度について御検討願つて大

かりじやないのでござります。大学を出るときに二教科をとつた、或いは又その次に一教科をとるという場合もござります。

従つてその人物について教育委員会が非常に熟知しておるという場合のみでございますが、この場合には今まで

教育の経験のない新らしい領域をとる

ので、それについて勤務成績は要らん

ということです。それで省いたわけでござりますから、とにかく授与権者でありますれば、とにかくそのとき必ず

ありますから、とにかく授与権者で

臣に答申して頂く、こういう性格のものでございます。それで委員といたしましては、国立私立大学の教授、それから国公私立大学の高等学校、中学校、小学校の先生及び一般の教育者にあらざる学識経験者というかたがた二十数名を以て構成しております。

○荒木正三郎君 そうするとこの審議会ですね、前に免許法等審議会がありましたがね、それがここへ発展をして来ておる、それで包含されておる、こう

いうものですか。

○政府委員(稻田清助君) 大体さよう

なっています。これが前身が只今御指摘の委員会でございまして、更に養成

制度も併せて御検討願いたいという意

味で、かよくな委員会に改組いたしました。

○荒木正三郎君 この構成の問題です

でございます。これの前身が只今御指摘の委員会でございまして、更に養成

制度も併せて御検討願いたいといふ

意味ですね。あの場合は、全然考慮されないでいいのじやないか、こうい

う考え方でございます。

○荒木正三郎君 併し中央教育審議会

から、専門の学識経験、その人の学識経験に頼る、而もその人を各種各様な方面から入つて頂くといふわけであつ

て、その人が別に或る団体なり或いは

グループの代表意見を提出してお入り頂

かね、やはり専門の委員会でございます

から、専門の学識経験、その人の学識

経験に頼る、而もその人を各種各様な

方面から入つて頂くといふわけであつ

て、その人が別に或る団体なり或いは

グループの代表意見を提出してお入り頂

ないかというような懸念があるのですがね。

○政府委員(稻田清助君) 御尤もございますが、それは免許法施行法の附則七項でございますが、そちらの関係にございまして、現在の教諭に対しまして十年間に認定講習を、或いは現職教育を行なつて免許状の切替をやつております。本年すでに五年を経過いたしまして、実績として六五%の成績を示しております。あと爾余の年数を以ちましてこうした無資格教員が勿論なくなりまするし、教員の教授力を充実する、こうした計画が進められております。

○木村守江君 これは実際問題として現在の助教論で以て担当しておりますのと、この法案を作つてこれは免許のない教員を以て担当せしめるといふことでどういうふうな特典があります。

○政府委員(稻田清助君) 許可をいたしましたのはやはり同様に都道府県教育委員会であり、都道府県教育委員会がどういう場合に助教論免許状を与えるかといふは今回のこの法律の許可を与えるかといふ、これは同じくやはり正規の教員を得がたい事情だと判定するのであります。その点は全く同一なんですが、申上げましたように、本人のほうで免許状を申請して検定料を払う必要がない、それだけのことです。

○木村守江君 じゃもうよろしくござります。この辺でやめましょう。

○荒木正三郎君 今の木村さんの質問に回答をしておるので、この僻地の教育ですね。確かに教員が得られないと

くると思うのです。そういうことに

ついて文部省のほうで僻地教育の振興を図るために、今年の予算を見ると教員住宅の補助としてなんか一千万円はどの予算を組んでおられる。この趣旨は非常にいいと思うのですがね、あのくらいでは到底住宅建設にも及ばない

と思ふのです。何かどういうような考え方を持つておられるかこの僻地の、もうちょっとと附加加えてもらいたい。今のお話のように僻地は教員が得られないから資格のない者でもいいのだ、いいようにしてやろう、こうしたことよりも、資格のある者でも行けるようやはり考え方をしておられるのかお聞きしたい。

○政府委員(稻田清助君) お答え申上しますのはやはり同様に都道府県教育委員会がどういう場合に助教論免許状を与えるかといふは、これは助教論を一年養成で抜きまして、新たに予算を計上いたします。僻地教員の養成につきましては、今御審議願つております新らしい予算におきまして、手当のほうは陥没地帯は五百円を百八十円に増すということは、今日の賃賃価値から言つて問題にならないと思うのですが、他の点から申しますと非常に不十分です。それを抜きにして解決するという考え方をしておられるのかお聞きしたい。

○政府委員(稻田清助君) お答え申上しますのはやはり同様に都道府県教育委員会がどういう場合に助教論免許状を与えるかといふは、これは同じくやはり正規の教員を得がたい事情だと判定するのであります。その点は全く同一なんですが、申上げましたように、本人のほうで免許状を申請して検定料を払う必要がない、それだけのことです。

○木村守江君 じゃもうよろしくござります。この辺でやめましょう。

○荒木正三郎君 今の木村さんの質問に回答をしておるので、この僻地の教育ですね。確かに教員が得られないと

ここで御審議願つております新らしく試験によつて単位をとる途ができますれば、僻地あたりで従来認定講習、現職教育を受けるので非常に不便を感じておられた向も更に容易に上級免許状を取得するという途も開けるだらうと思ひます。

○荒木正三郎君 これは私は経済的な問題を考慮する必要があると思うのですが、それを抜きにして解決するということはできないじやないと思ふ。その一つの例として、僻地手当というものを出しておきますね。ところがこの僻地手当というのが非常にベースの低い、たしか二千六百円ペースぐらでですがね。そういう点についてどういふ考え方をしておられるのかお聞きしたい。

○政府委員(稻田清助君) お答え申上いたします。僻地教員の養成につきましては、今御審議願つております新らしい予算におきまして、手当のほうは陥没地帯は五百円を百八十円に増すということは、今日の賃賃価値から言つて問題にならない、こういうことは私ら了解できないのですが、よく似た性格のものとして若干性格は違つていますが、地域給の問題についてもこれは本体が上がり上るようになつておるのでですよ。僻地手当は額がきまつてそのままを据置になつて、若干性質は違つていますが、地域給の問題についてもこれは本体が上がり上るようになつておるのでですよ。僻地手当は額がきまつてそのままを据置になつて、若干性質は違つていますが、地域給の問題についてもこれは本体が上がり上るようになつておるのでですよ。僻地手当は額がきまつてそのままを据置になつて、若干性質は違つていますが、地域給の問題についてもこれは本体が上がり上るようになつておるのでですよ。僻地手当は額がきまつてそのままを据置になつて、若干性質は違つていますが、地域給の問題についてもこれは本体が上がり上るようになつておるのでですよ。僻地手当は額がきまつてそのままを据置になつて、若干性質は違つていますが、地域給の問題についてもこれは本体が上がり上るようになつておるのでですよ。僻地手当は額がきまつてそのままを据置になつて、若干性質は違つていますが、地域給の問題についてもこれは本体が上がり上るようになつておるのでですよ。僻地手当は額がきまつてそのままを据置になつて、若干性質は違つていますが、地域給の問題についてもこれは本体が上がり上るようになつておので

には参つておりません。ただ二十八年度におきましては、御承知のように従事者がございましたが、それを財政措置とすれば、僻地あたりで従来認定講習、現職教育を受けるので非常に不便を感じておられた向も更に容易に上級免許状を取得するという途も開けるだらうと思ひます。

○委員長(川村松助君) ほかに御質疑はありませんか。本案に対する御質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔「議異なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは贊否を明らかにしてお述べを願います。

○木村守江君 私は現在の日本の国内のいろいろな事情から勘案いたしましたが、これは僻地教員の養成ということが言つて相当多く取上げて行くべき問題だと思うのです。百五十円を百八十円に増すということは、今日の賃賃価値から言つて問題にならないと思うのです。倍数の倍数による増額をしなければならんと思うのです。特に百五十四円をきめたのはまだ二千六百円ぐらゐの給与水準のときについたのですよ。倍数の倍数による増額をしなければならんと思うのです。特に百五十四円をきめたのはまだ二千六百円ぐらゐの給与水準のときについたのですよ。これはむしろ文部省のほうでも骨董を折つて頂いて、最近僻地教育振興会からね。そのまま放つておくといふことではなく、一步前進いたしまして荒木君が言われたように僻地の教員に本当に公式な免許証を有する有資格者、立派な教員を送りまして、そして憲法に定められた教育基本法に基いて教育の機会均等の実を挙げられるようには希望いたしましたし、本案に自由党を代表して賛成するものであります。

○荒木正三郎君 私も社会党第四控室を代表してこの法案には賛成をいたしました。ただ現在施行されている教育職員免許法は余りにも複雑多岐に亘つておりましたのでござりますが、思ひよる

べきであるということです、この際その点を特に要望しておきたいと思いま

す。

○委員長(川村松助君) ほかに御質疑はありませんか。本案に対する御質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔「議異なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは贊否を明らかにしてお述べを願います。

○木村守江君 私は現在の日本の国内のいろいろな事情から勘案いたしましたが、これは僻地教員の養成ということが言つて相当多く取上げて行くべき問題だと思うのです。百五十円を百八十円に増すということは、今日の賃賃価値から言つて問題にならないと思うのです。倍数の倍数による増額をしなければならんと思うのです。特に百五十四円をきめたのはまだ二千六百円ぐらゐの給与水準のときについたのですよ。これはむしろ文部省のほうでも骨董を折つて頂いて、最近僻地教育振興会からね。そのまま放つておくといふことではなく、一步前進いたしまして荒木君が言われたように僻地の教員に本当に公式な免許証を有する有資格者、立派な教員を送りまして、そして憲法に定められた教育基本法に基いて教育の機会均等の実を挙げられるようには希望いたしましたし、本案に自由党を代表して賛成するものであります。

○荒木正三郎君 私も社会党第四控室を代表してこの法案には賛成をいたしました。ただ現在施行されている教育職員免許法は余りにも複雑多岐に亘つておりましたのでござりますが、思ひよる

のですが、それがあとで……。

○委員長(川村松助君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記をつけ

○荒木正三郎君 私から要請しておきます。昨年末の地方公務員である教職員の期末手当の増額分については、まだ支給されていない県が若干あります。これが、これについては文部省として至急に調査をして頂いて、どういう理由で支給されていないのか、当委員会に一つ御報告を願いたいと思いま

す。

○相馬助治君 只今の荒木委員の資料要求は私も賛成です。附加えてお願ひしたいことは、ただ単なる事務的な数字の報告だけでなく、できましたならばその地方の公共団体自身の支給しない何か特殊な理由等がありましたら、ありましたらです、これらについても概略御報告願えるような調査を要望いたします。

○政府委員(福井勇君) 荒木委員並びに相馬委員よりのお話の通り、至急調査いたしまして、当委員会に至急御報告するよう取計らいます。

○委員長(川村松助君) 午後一時まで休憩いたしまして、一時から再開いたいたいと思します。

午後零時十一分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(川村松助君) それでは再開いたします。

○荒木正三郎君 議事進行について申上げたいと思います。今日は市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する

法律案、これを審議して今日は終つた

らどうかと思いますが、議事進行について若干私は意見がありますから、理事会を開いてもらつて協議をして頂きたいと、こう思います。

○委員長(川村松助君) 只今荒木委員の発言のように、今日は市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案で、議事の進行を理事会でいたしましたという御意見であります。どういたしました。

○長谷部ひろ君 荒木先生の動議に賛成いたしました。

○委員長(川村松助君) ほかに御意見ありませんか。荒木先生の御意見のように計らつて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がないようですから、さよう決定いたしました。

○委員長(川村松助君) ほかに御意見ありませんか。荒木先生の御意見のように計らつて御異議ありませんか。

○委員長(川村松助君) 御異議がないようですから、さよう決定いたしました。

○委員長(川村松助君) ほんとに御意見ありませんか。荒木先生の御意見のように計らつて御異議ありませんか。

で期末手当として別に二回出すと、このういう改正が国家公務員についてもなされましたのでござります。従つて、それに伴つて市町村立学校職員給与負担法におきましてもさように改正しようと、こういうわけでございます。

○深川タマエ君 私のお尋ね申上げましたのは、勤勉手当、それはどういうときには支給なさるのですかと申上げたのでござります。

○政府委員(田中義男君) これは年末に一度支給することにいたしております。

○政府委員(田中義男君) これは、勤勉手当と申しましても、大体これは形式的に、本人の勤務日数等が主たるものでございまして、従つて、それに

勤勉手当と申しましても、大体これは形式的に、本人の勤務日数等が主たるものでございまして、従つて、それに

ありませんか。

○荒木正三郎君 今の質問に関連しているのですが、勤勉手当ですね。これは本体に基づいてこういうふうにされたものですが、勤勉手当と申しましても、大体これは形式的に、本人の勤務日数等が主たるものでございまして、従つて、それに

勤勉手当と申しましても、大体これは形式的に、本人の勤務日数等が主たるものでございまして、従つて、それに

必要かと思うのです。けれども、今のよう非常に苦しい生活しかできないといふ状態では、そう差等をつけたる必要はないのではないかというふうに考へる必要があります。この勤勉手当も一合にはどういうことが考慮されて支給されるのですか。

○政府委員(田中義男君) 現在では、勤勉手当と申しましても、大体これは形式的に、本人の勤務日数等が主たるものでございまして、従つて、それに

勤勉手当と申しましても、大体これは形式的に、本人の勤務日数等が主たるものでございまして、従つて、それに

は、全部出席した方にはもう均一に〇・五をお渡しになるのであります。欠席日数は差がございましょう。その差はどんなふうになつて御計算なさるんですか。

○政府委員(田中義男君) ここに細かにその一々の計算の基礎を持ちませんのでござりますけれども、これについては客観的に縮減な実は過減方式を作つております。それによつて不公平のないよう措置をいたしております。

○深川タマエ君 それは毎月計算なさるんですか。

○政府委員(田中義男君) これはやはりその期間を通じては、ように处置いたしますから、実施の事務当局でその基準に従つて計算をして支給すると思ひます。

○深川タマエ君 勤勉手当もそれじやにあります。

期末に、その学期分を合計してお出しになるのですが、一ヵ月ごとじやなくて。

○政府委員(田中義男君) 各月ごとにやむを得ませんで、これはまとめて支給するのでござります。

○深川タマエ君 わかりました。

○委員長(川村松助君) ほかに御発言ございませんか。本案は対する御質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○荒木正三郎君 私はこの法案に反対をいたします。

○委員長(川村松助君) 私はこの法案に反対をいたしました。

最低生活を保障するに至つて、この現状においては、期末手当と勤勉手当に分けて支給するという方法はよろしくないというふうに考えております。これはやはり勤勉手当の分も含めて期末手当として生活を幾分でも救済するという意味において同様に配分されねばならん、こういうふうに考えるわけであります。そういう意味において、殊更に勤勉手当というふうに分類することにはちょっと承服しがたい、そういう意味で反対をいたします。

○委員長(川村松助君) ほかに御発言ありませんか。

○深川タマエ君 欠勤いたしますにもいろいろ、やはり事情があると思いますので、ただ病氣以外ものは一律にお考えになることは無理だと存じますので、欠勤なさつたときの事情を十分御考慮なりまして、やはり出席と認めなくちゃならない場合が十分あると思ひますので、その辺を十分手落ちなく御調査になることを希望いたしまして賛成いたします。

○委員長(川村松助君) ほかに御発言ありませんか。

○木村守江君 私は自由党を代表いたしました。本法案に賛成いたしました。理由といたしまして、国立学校の教員、公務員等に従事して地方公務員がこれに準じた給与体系を受けるのが妥当と考えております。

○委員長(川村松助君) ほかに御発言ありませんか。別に御意見もなければ討論は終結したものと認めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議ないものと認めます。

それはこれより採決に入ります。市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案を可決することに賛成のかたは御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(川村松助君) 多数ございります。よつて市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案は、多數を以つて可決することに決定いたしました。以下慣例によりまして行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議ないと認めます。順次御署名を願います。

多数意見者氏名

大野木秀次郎

谷口跡三郎

深川タマエ

長谷部ひろ

吉田萬次

大谷誠雄

鈴木亨弘

木村守江

○委員長(川村松助君) 本日はこれを

調査になることを希望いたしまして賛成いたしました。

〔午後二時二十一分散会〕

七月二十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、危険校舎改築促進臨時措置法案

(予備審査のための付託は七月三日)

一、公立学校施設費国庫負担法案

(予備審査のための付託は七月三日)